

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月11日
【中間会計期間】	第25期中(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)
【会社名】	ユナイテッド&コレクティブ株式会社
【英訳名】	UNITED&COLLECTIVE CO. LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂井 英也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South
【電話番号】	050-3091-3557(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 畑中 俊哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South
【電話番号】	050-3091-3557(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 畑中 俊哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 中間会計期間	第25期 中間会計期間	第24期
会計期間	自 2023年3月1日 至 2023年8月31日	自 2024年3月1日 至 2024年8月31日	自 2023年3月1日 至 2024年2月29日
売上高 (千円)	3,165,108	3,239,198	6,168,634
経常利益 (千円)	41,169	24,557	38,905
中間純利益又は中間(当期)純損失 (千円)	3,847	21,488	91,056
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	163,976	515,668	371,165
発行済株式総数 (株)	3,578,300	4,226,300	3,954,300
純資産額 (千円)	589,915	51,029	261,201
総資産額 (千円)	3,845,829	3,872,244	3,929,330
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失 (円)	3.99	2.56	30.74
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	2.53	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	16.0	0.5	7.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,062	10,818	159,905
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	44,335	55,538	17,037
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	218,201	23,466	127,353
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,329,350	1,480,557	1,548,743

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 第24期中間会計期間及び第24期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社は、COVID-19の感染拡大を受け度重なる営業活動の自粛やアルコール提供の中止、時短営業等を行ってまいりましたが、前々事業年度末において債務超過に陥ったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の存在について認識しております。なお、前事業年度末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はございません。加えて、当該重要事象等を解消するため、不採算店の撤退及び本社の縮小移転等による抜本的なコスト圧縮、資金調達及び資本政策の実施など対策を講じております。

このような状況の中、当事業年度におきましては、「てけてけ」のリモデル店舗及び新業態・新商品の開発、既存業態の店舗QSC向上・管理体制強化によりトップラインの早期回復を図ることで、通期の売上高6,303百万円、純利益75百万での黒字着地を見込んでおります。なお、当中間会計期間では営業黒字で着地しており、通期においても計画を達成できる見込みと認識しております。

以上のことから、現時点での当社における継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、ウクライナ情勢、円安進行、物価高騰といった要因が長期化し、わが国の経済活動に大きな影響を与えており、依然として先行き不透明な状況が続いています。外食産業では、原材料や食材、エネルギーの仕入れ価格の上昇、生産年齢人口の減少、スポットワーカーの増加などが続き、店舗運営コスト（原材料費、人件費、水道光熱費など）が増加していることに加え、猛暑や台風など来店客数に大きな影響をもたらす異常気象がみられたことにより、依然として厳しい経営環境が続いています。

このような状況の中、当社では、当事業年度において通期での黒字達成と債務超過の解消を目指し、緩やかな新規出店とトップラインの回復を図りながら、COVID-19以前よりも筋肉質な経営を目指すため、徹底したコスト管理に取り組んでいます。当中間会計期間においては、新業態「もつ焼き酒場てけてけ」及び「海鮮井新太郎」の店舗展開に向けてのブラッシュアップを行いつつ、既存業態においては「茶割りドリンクの8種導入」や「ブルドボークバーガー」といった新商品開発を推し進めることにより、トップラインの回復に向けた取り組みを進めてきました。新規出店及び閉店はなく、当中間会計期間末日における店舗数は80店舗（前年同期と同等）となりました。

以上の結果、売上高は3,239,198千円（前年同期比2.3%増）となり、売上総利益は2,419,333千円（前年同期比0.3%増）、営業利益は37,869千円（前年同期比12.7%減）、経常利益は24,557千円（前年同期比40.4%減）、中間純利益は21,488千円（前年同期純損失3,847千円）となりました。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の総資産は3,872,244千円となり、前事業年度末と比較して57,085千円減少となりました。これは主に現金及び預金が68,186千円減少したことによるものであります。

当中間会計期間末の負債は3,821,214千円となり、前事業年度と比較して369,317千円減少となりました。これは主に、未払法人税等が31,520千円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が312,129千円減少したことによるものであります。

当中間会計期間末の純資産は51,029千円となり、前事業年度末と比較して312,231千円増加となりました。これは資本金及び資本剰余金が第9回新株予約権の行使によりそれぞれ144,503千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前事業年度末と比較して68,186千円減少し、1,480,557千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは前中間会計期間の4,062千円の収入に対し10,818千円の収入となりました。当期の主な増減要因は、税引前中間純利益24,982千円、減価償却費102,251千円計上した一方、未払消費税65,969千円、売上債権21,648千円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは前中間会計期間の44,335千円の収入に対し55,538千円の支出となりました。当期の主な増減要因は、敷金及び保証金の回収による収入3,380千円を計上した一方、有形固定資産48,342千円、敷金及び保証金12,076千円の支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは前中間会計期間の218,201千円の支出に対し23,466千円の支出となりました。当期の主な増減要因は、長期借入金の返済による支出312,129千円を計上した一方、新株予約権の行使による株式発行288,663千円を計上したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,045,200
A種優先株式	500
計(注)	12,045,200

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式12,045,200株、A種優先株式500株であり、合計では12,045,700株となりますが、発行可能株式総数は12,045,200株とする旨、定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2024年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年10月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,226,300	4,281,300	東京証券取引所 グロース	単元株式数 100株
A種優先株式	500	500	—	単元株式数 1株(注)
計	4,226,800	4,281,800	—	—

(注) 株式の内容

A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（下記1.(5)において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初

日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000\text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South

ユナイテッド&コレクティブ株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本強制償還価額」という。)とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

7. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第9回行使価額修正条項、下限行使価額修正条項及び行使許可条項付新株予約権（第三者割当）

	中間会計期間 (2024年3月1日から2024年8月31日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,720
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	272,000
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,062
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	289,006
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,720
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	272,000
当中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	1,062
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	289,006

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年6月1日 ~ 2024年8月31日	普通株式 150,000	普通株式 4,226,300 A種優先株式 500	80,581	515,668	80,581	1,206,946

(5) 【大株主の状況】

普通株式

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
坂井 英也	東京都港区	871,800	20.62
パトリック＆カンパニー株式 会社	東京都港区南青山4丁目17-40-405	820,000	19.40
サントリー株式会社	東京都港区台場2丁目3-3	200,000	4.73
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号	102,700	2.43
矢野 秀樹	千葉県船橋市	40,000	0.94
宝酒造株式会社	京都府京都市伏見区竹中町609	34,200	0.80
小岩井 壮	大阪府大阪市東住吉区	14,100	0.33
株式会社古舘篤臣総合事務所	千葉県千葉市柏1丁目2-35-8階	7,100	0.16
小西 達也	奈良県奈良市	6,800	0.16
渡邊 烈任	神奈川県藤沢市	6,100	0.14
計	—	2,102,800	49.75

(注) 上記のほか当社所有の自己株式180株があります。

A種優先株式

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
DBJ飲食・宿泊支援投資ファン ド投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	500	100.0

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,224,500	42,245	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 1,700	—	(注) 2
発行済株式総数	4,226,800	—	—
総株主の議決権	—	42,245	—

(注) 1. A種優先株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」の(注)株式の内容をご参照願います。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が80株含まれております。

【自己株式等】

2024年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ユナイテッド＆コレク ティブ株式会社	東京都千代田区麹町二丁 目5番地1 WeWork 半蔵 門 PREX South	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2024年3月1日から2024年8月31日まで)に係る中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当中間会計期間 (2024年 8 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,548,743	1,480,557
売掛金	222,635	244,284
商品及び製品	43,588	47,883
原材料及び貯蔵品	10,528	10,357
未収入金	8,549	11,185
前払費用	119,711	120,314
その他	7,616	12,323
流動資産合計	1,961,372	1,926,905
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,366,763	2,355,786
減価償却累計額	1,357,887	1,389,826
建物（純額）	1,008,875	965,959
その他	448,158	463,833
減価償却累計額	344,858	359,943
その他（純額）	103,300	103,889
有形固定資産合計	1,112,175	1,069,849
無形固定資産	16,330	13,908
投資その他の資産		
敷金及び保証金	785,417	794,113
繰延税金資産	41,106	45,664
その他	12,926	21,803
投資その他の資産合計	839,451	861,581
固定資産合計	1,967,957	1,945,339
資産合計	3,929,330	3,872,244

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当中間会計期間 (2024年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	225,510	238,734
1年内返済予定の長期借入金	654,928	572,560
未払金	113,784	145,751
未払法人税等	68,096	36,575
賞与引当金	16,072	13,699
株主優待引当金	32,739	35,747
資産除去債務	226	294
その他	325,998	269,937
流動負債合計	1,437,357	1,313,300
固定負債		
長期借入金	2,589,806	2,360,045
資産除去債務	37,122	36,892
その他	126,246	110,976
固定負債合計	2,753,174	2,507,914
負債合計	4,190,531	3,821,214
純資産の部		
株主資本		
資本金	371,165	515,668
資本剰余金	2,303,720	2,448,223
利益剰余金	2,963,467	2,941,978
自己株式	432	432
株主資本合計	289,013	21,481
新株予約権	27,811	29,548
純資産合計	261,201	51,029
負債純資産合計	3,929,330	3,872,244

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)
売上高	3,165,108	3,239,198
売上原価	754,810	819,865
売上総利益	2,410,298	2,419,333
販売費及び一般管理費	2,366,950	2,381,463
営業利益	43,347	37,869
営業外収益		
受取利息	7	127
システム導入負担金収入	7,570	-
受取配当金	0	0
雑収入	2,139	257
営業外収益合計	9,717	386
営業外費用		
支払利息	9,816	12,172
その他	2,078	1,526
営業外費用合計	11,895	13,698
経常利益	41,169	24,557
特別利益		
固定資産売却益	8,447	1,500
資産除去債務戻入益	18,042	-
特別利益合計	26,489	1,500
特別損失		
減損損失	9,302	-
店舗閉鎖損失	53,318	1,074
特別損失合計	62,621	1,074
税引前中間純利益	5,038	24,982
法人税、住民税及び事業税	9,224	8,051
法人税等調整額	338	4,557
法人税等合計	8,886	3,493
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,847	21,488

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	5,038	24,982
減価償却費	105,748	102,251
減損損失	9,302	-
資産除去債務戻入益	18,042	-
賞与引当金の増減額（ は減少 ）	16,072	2,372
株主優待引当金の増減額（ は減少 ）	12,937	3,007
受取利息及び受取配当金	7	128
支払利息	9,816	12,172
システム導入負担金収入	7,570	-
雑収入	2,139	257
固定資産売却益	8,447	1,500
売上債権の増減額（ は増加 ）	5,272	21,648
棚卸資産の増減額（ は増加 ）	7,233	4,124
前払費用の増減額（ は増加 ）	13,828	603
仕入債務の増減額（ は減少 ）	69	13,223
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（ は減少 ）	-	47,196
未払消費税等の増減額（ は減少 ）	82,871	65,969
未払金の増減額（ は減少 ）	5,114	37,205
未払費用の増減額（ は減少 ）	4,832	10,884
長期前受金の増減額（ は減少 ）	27,212	14,669
その他	8,297	2,821
小計	3,418	42,435
利息及び配当金の受取額	7	108
利息の支払額	10,882	12,172
法人税等の支払額	21,126	19,553
補償金の受取額	31,912	-
システム導入負担金収入の受取額	7,570	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,062	10,818
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	39,382	48,342
無形固定資産の取得による支出	12,930	-
敷金及び保証金の回収による収入	116,850	3,380
資産除去債務の履行による支出	28,650	-
その他	8,447	10,576
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,335	55,538
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	361,678	312,129
新株予約権の行使による株式の発行による収入	143,476	288,663
財務活動によるキャッシュ・フロー	218,201	23,466
現金及び現金同等物の増減額（ は減少 ）	169,804	68,186
現金及び現金同等物の期首残高	1,499,154	1,548,743
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,329,350	1,480,557

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)
該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日)		当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	
給料及び手当	986,722	千円	1,002,494	千円
賞与引当金繰入額	16,072	〃	9,489	〃
地代家賃	532,868	〃	516,167	〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)
現金及び預金	1,329,350千円	1,480,557千円
現金及び現金同等物	1,329,350千円	1,480,557千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日)

株主資本の著しい変動

新株予約権の行使に伴い、当中間会計期間において資本金が70,890千円、資本剰余金が70,890千円増加し、資本金が163,976千円、資本剰余金が2,096,531千円となっております。

当中間会計期間(自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)

株主資本の著しい変動

新株予約権の行使に伴い、当中間会計期間において資本金が144,503千円、資本剰余金が144,503千円増加し、資本金が515,668千円、資本剰余金が2,448,223千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、飲食事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

カテゴリー別	飲食事業	合計
直営店売上	3,159,621	3,159,621
FC関連収入	5,487	5,487
顧客との契約から生じる収益	3,165,108	3,165,108
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	3,165,108	3,165,108

当中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

(単位：千円)

カテゴリー別	飲食事業	合計
直営店売上	3,234,572	3,234,572
FC関連収入	4,625	4,625
顧客との契約から生じる収益	3,239,198	3,239,198
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	3,239,198	3,239,198

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023年 3 月 1 日 至 2023年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)
(1) 1 株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失 ()	3円99銭	2円56銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失 () (千円)	3,847	21,488
普通株主に帰属しない金額(千円)	10,200	11,032
(うち優先配当額(千円))	(10,200)	(11,032)
普通株式に係る中間純利益又は 中間純損失 () (千円)	14,047	10,456
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,520	4,083
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	—	2円53銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	37,540
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜 在株式で前事業年度末から重要な変動があった ものの概要	—	—

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第 9 回新株予約権の行使による増資)

2024年 9 月 1 日から10月11日の間に第 9 回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

行使新株予約権の個数 550個

資本金の増加額 27,904千円

資本準備金の増加額 27,904千円

増加した株式の種類及び株数 普通株式 55,000株

以上の結果、2024年10月11日現在の発行済株式総数は4,281,300株、資本金は543,572千円、資本準備金は1,234,850千円となっております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年10月11日

ユナイテッド＆コレクティブ株式会社

取締役会 御中

監査法人 ハイビスカス
東京事務所指定社員 公認会計士 阿部海輔
業務執行社員指定社員 公認会計士 福田健太郎
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユナイテッド＆コレクティブ株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第25期事業年度の中間会計期間（2024年3月1日から2024年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド＆コレクティブ株式会社の2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表

の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。